

## 森林整備業務等入札参加資格制限措置の概要

### 1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	相馬地方森林組合(代表理事組合長 多田 穰治) 法人番号 5380005007048
住 所	福島県南相馬市原町区錦町1丁目34番地

### 2. 措置期間

令和7年6月19日 ~ 令和7年7月18日（1か月）

### 3. 事実概要

令和7年3月27日（木）9時30分頃、新地町発注の広葉樹林再生事業において、伐採した雑木をグラップルローダーで掴み、旋回した際に、付近で玉切り作業をしていた作業員の左膝側面に枝先が接触し、前方に膝をつく形で転倒し、左膝を負傷した。

この事故では、労働安全衛生規則に基づく、接触防止のための立入禁止措置が講じられておらず、事業者の安全管理は著しく不適切であったと認められる。

### 4. 措置理由

上記のことが、福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1の8（一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき）に該当するため。

#### 【森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第1】

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた業務等関係者事故) 8 一般業務等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内。

#### 問い合わせ先

福島県農林水産部森林計画課  
福島県福島市杉妻町2-16  
(電話) 024-521-7425